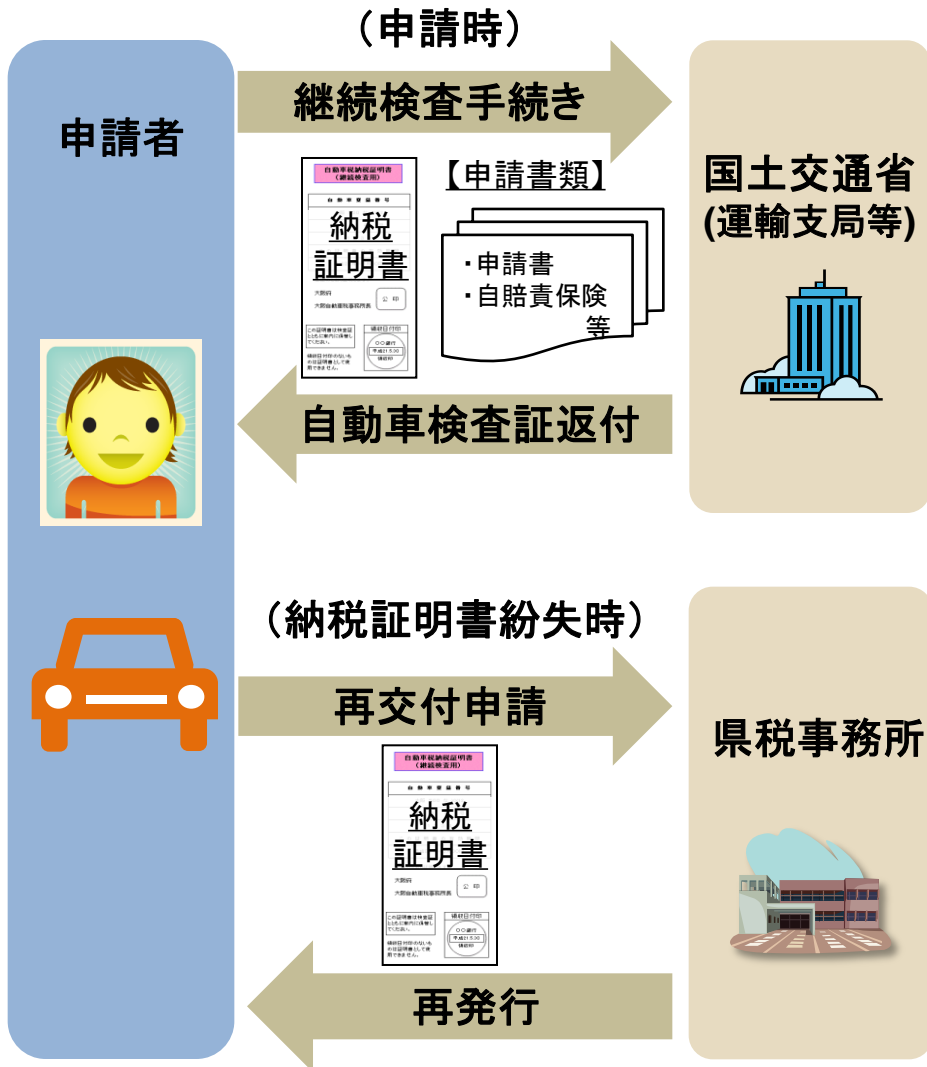


平成27年4月から

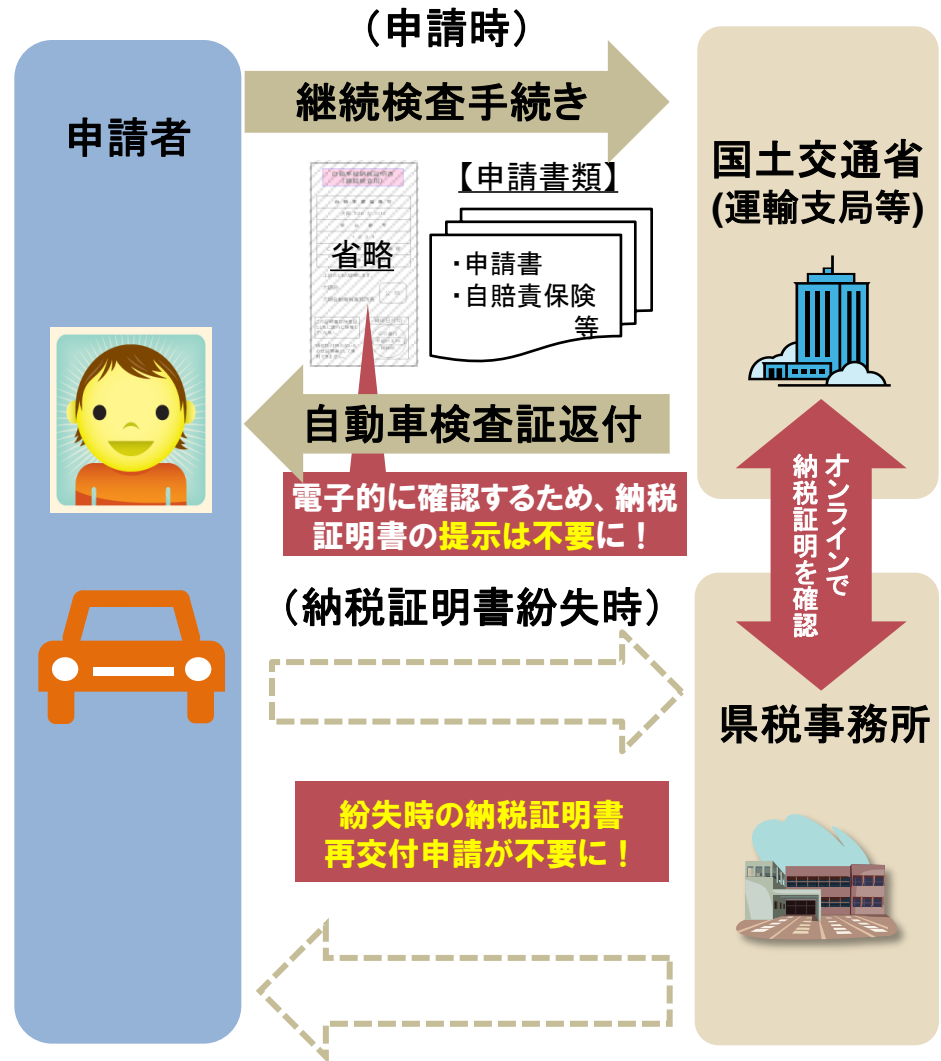
# 登録自動車については、国の継続検査窓口での自動車税納税証明書の提示を省略できるようになりました

※自動車税に滞納があると、これまでどおり自動車検査証の返付は受けられません。  
※軽自動車、小型二輪自動車については、これまでどおり納税証明書の提示が必要です。

## ■従来の申請の流れ



## ■平成27年4月以降の申請の流れ



## 【ご注意ください】

I 以下に該当する方は、納税証明書の提示が必要です

- 軽自動車、小型二輪自動車の継続検査を受検される方
- 金融機関等で自動車税を納付後、直ぐに継続検査を受検される方

自動車税の納付方法により、納付情報が宮城県のシステムに反映されるまで相応の日数（最大4週間程度）がかかる場合があります。この間は、納税通知書に添付の納税証明書(金融機関等の出納印があり有効なもの)又は県税事務所で再発行を受けた納税証明書をご提示ください。詳しくは各県税事務所にお問い合わせください。

II 車検の代行依頼時等に必要になる場合がありますので、納税通知書に添付の納税証明書は、これまでどおり自動車検査証と一緒に大切に保管してください。